

3R・低炭素社会検定 公式テキスト 2010年10月20日初版第1刷 最新テキストへの修正・加筆表

「3R・低炭素社会検定 公式テキスト2011年11月20日初版第2刷」の修正はありません。

頁	行	修正前	修正後
4	側注2行目	循環型社会形成推進基本法	循環型社会形成推進基本法(循環基本法)
8	側注3～38行目	第2章 環境保全に関する基本的施策	第2章 環境の保全に関する基本的施策
		第1節 施策の策定に係る指針(第14条)	第1節 施策の策定等に係る指針(第14条)
		第2節 環境基本計画の策定(第15条)	第2節 環境基本計画(第15条)
		第3節 大気汚染, 水質汚濁, 土壌汚染, 騒音に係る環境基準(第16条)	第3節 環境基準(第16条)
		第5節 国が講ずる環境保全施策の策定(第19～31条)	第5節 国が講ずる環境の保全のための施策等(第19～31条)
		・国の施策策定にあたっての配慮(第19条)	・国の施策策定に当たっての配慮(第19条)
		・環境影響調査(第20条)	・環境影響評価の推進(第20条)
		・経済的措置—経済的助成, 経済的負担による誘導(第22条)	・環境の保全上の支障を防止するための経済的措置(第22条)
			・環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進(第23条)
		・環境への負荷低減に資する製品等の利用(第23条)	・環境への負荷低減に資する製品等の利用の促進(第24条)
		・環境の保全に関する教育・学習(第25条)	・環境の保全に関する教育・学習等(第25条)
		・民間団体等の自発的な活動の促進(第26条)	・民間団体等の自発的な活動を促進するための措置(第26条)
			・情報の提供(第27条)
	・調査の実施(第28条)		
	・監視等の体制の整備(第29条)		
	・公害に係る紛争の処理及び被害の救済(第31条)		
13	1行目	BOD	BOD(→3-5)
	32行目	72製品	74製品
	33行目	2010年6月時点	2011年7月時点
14	11行目	直接私たちが手にする製品の重量以外の流れを	直接私たちが手にする製品の重量以外にも製造段階で廃棄される物の流れや採掘段階で移動される物の流れがあります。後者のうち, 経済活動に投入されないフローは
21	26行目	制定の審議が進められて	が発行されて
27	2行目追加		なお, 同法は2011年に法の目的に新たに協働の取組の推進を追加し改正されました。
28	21行目	「環のくらし」への	「環のくらし」の
40	16行目	→21-5	→22-6
	側注1行目	自動車の保有台数	全世界の自動車の保有台数
42	5行目	与えるだけでなく,	与えるため, できるだけ長く使う必要があります。一方,
	6行目	様々な取組や指針	エコハウスの考え方(図2-7-1)

	7～9行目	例えば、環境省からは「エコハウスコンセプト」、国土交通省の関連からは「CASBEE」という環境性能評価システム、また各自治体が地域に合った指針を提示したりしています。	<削除>
	10行目		<図入>
	20行目	前述の「エコハウス」や「CASBEE」	環境省の「エコハウス」や国土交通省の「CASBEE」
43	10行目	丸ごと長寿命型に転換する必要があります。	丸ごとコンパクトな長寿命型に転換する地域づくりが必要です。
	17行目	図2-7	図2-7-2
	19行目	実現できると考えられます。	実現できるのです。
	側注1行目追加		▽地域づくりの重要性 このような「持続可能な社会」を目指した地域づくりは、東日本大震災の復興プロセスだけでなく、既存市街地再生でも重要になると思われる。
58	4行目	138万5,984km ³	膨大
	5行目	総人口69億人が	総人口が
	8行目	たった0.0001%にすぎません。	たった1%にも達しません。
60	図3-6-1	国連食糧農業機構	国連食糧農業機関
61	15行目	「生物多様性年」	「国際生物多様性年」
	16行目	開催されます。	開催されました。
62	12～13行目	2004年7月1日から8月31日までの東京での熱中症による搬送者数は892人	2010年7月1日から9月30日までの東京での熱中症による救急搬送者人員は4,245人
65	側注9行目	→9-12	→1-7
69	24～29行目	これにより処理対象地域は広がりますが、それらのごみを対象地域外に持ち出すことについては規制せず「なるべく市外、人家遠隔の地に搬出」せよとの明治11(1878)年通達の範囲を越えるものではありませんでした。しかし国庫補助を通じて処理施設の普及とそのレベルを確保する道を開き、自治体による手車から自動車への転換や容器による定時収集など収集体制の整備が急速に進んだのはこの清掃法の時代です。	これにより国庫補助を通じて処理施設の普及とそのレベルを確保する道が開かれ、また自治体による手車から自動車への転換や容器による定時収集など収集体制の整備が急速に進んだのもこの清掃法の時代です。
	30～33行目	昭和30年代初め(1950年代後半)の調査によると、新聞紙を捨てる人は1%余りに過ぎず、ほとんどの人が回収に出したり、再利用をしたり、また包装紙は取っておくような時代でした。しかし、この頃から始まった高度経済成長のもとでごみは急増しました。また	しかし、同法は「工場、事業場」の「特殊な汚物」について、「作業困難」または「施設を損なうおそれ」のある場合に限り処理命令ができると規定し、「多量の汚物」についても、それは本質的に市町村の義務の外ではないとしました。このような事業系廃棄物への対応もあり、この頃から始まった高度経済成長のもとでごみは急増しました。さらに昭和40年代(1960年代後半)に入ると、
70	5～13行目	紛争で、毎日5,000台以上の運搬車が特定の道路を経て埋立地へ入っていたことが地元の反発を受けたのです。 その背景の一つは、10年間で2倍をはるかに超える都区部のごみ量の増加です。これは飛躍的な店舗・事務所数の増加や紙・プラスチック製品・家電製品などの増加、更には世帯数の急増やそれに伴う借家の狭隘化と家の建替え、ビルや家庭での自家焼	紛争ですが、その背景には、高度経済成長下で起こった急激な社会変化がもたらしたごみ量の増大と、それに対応できなかった関連道路や処理施設などの基盤整備の遅れがあげられます。

		却処理の衰退、公衆浴場の燃料転換など、高度経済成長下で起こった急激な社会変化がもたらしたものです。 二つ目には、関連道路や積替え施設、処理施設など、生活環境に関わる基盤整備の遅れがあげられます。	
71	1～3行目	社会問題化しました。特にアルカリ乾電池は水銀含有量が多い上に、ヘッドホンステレオの普及などによりその生産量が急増したことから、その将来性が懸念されたのです。そして、これを契機に	社会問題化し、これを契機に
	5～7行目	国の要請を受けた日本電池・器具工業会は水銀使用量の段階的な削減に取組み、1992年にはアルカリ電池の水銀をゼロ化し、また1995年には水銀電池の生産を停止しました。	一方、日本電池・器具工業会は水銀使用量の段階的な削減に取組み、現在ではアルカリ電池の水銀のゼロ化、水銀電池の生産停止が実現されています。
	38行目項目追加		6 阪神淡路大震災 平成7(1995)年1月の大震災では、兵庫県全体で、一般廃棄物の8年分に相当する約2千万トンの災害廃棄物が発生しました。その処理に当っては、個人住宅等の解体処理にも国庫補助が措置されるなどの支援策がとられ、解体撤去・処分も平成8(1996)年度末までには、ほとんど完了しました。その間に起こった粉じんやアスベスト、フロンなどの環境問題も、早期に対応し、目標としたリサイクル率約50%も達成することができました。しかし、解体現場での分別が困難であったことや一部での野焼きなど、課題も残しました。
73	27行目	循環型社会基本法	循環型社会形成推進基本法
78	側注2行目	循環型社会基本法	循環型社会形成推進基本法
96	20行目、側注3行目	物質総需要量	関与物質総量
97	図5-6-1, 図5-6-2	物質総需要量	関与物質総量
103	21行目	循環型社会形成基本法	循環型社会形成推進基本法
	側注2行目	環境基本法第1章第2節	環境基本計画第三部第1章第2節
105	21～23行目	また、現段階ではカーシェアリングのサービスを提供する事業者は、道路運送法の規定などによりレンタカーと同じ規制を受けるなどの課題もあり、法律の整備も待たれます。	また、2004年に国土交通省が出したカーシェアリングに関する特区制度の通達をきっかけに、それまで法律上の規制でできなかった無人での車の貸し渡しが可能になるなど、徐々に法律の整備もなされてきています。
109	側注11行目追加		▽2ピース缶 缶胴・缶蓋の2部分で構成されている缶。 ▽3ピース缶 缶胴・缶蓋・缶底の3部分で構成されている缶。
117	イラスト	真結び a, b	a→b, b→aに
121	側注5行目	古紙再生促進センター	古紙再生利用促進センター
124	図7-3-1	カレットの使用量	カレットの利用量
126	図7-4-1, 図7-4-2		<差替え>
127	側注25行目	リサイクルされる。	リサイクルする。
139	側注9行目	1,200万	1,700万

140	側注32行目追加		(→8-6)
143	図7-12-3	社団法人電気通信事業者協会	モバイル・リサイクル・ネットワーク
	4行目	ここ数年は回収台数が減り続けているのが実情です。	＜図中2009年数値追加＞ 回収台数が減り続けていましたが、関係者の取組により、増加に転じています。
155	25行目, 側注13行目	二次電池	小形二次電池
156	3行目	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」
	側注21行目	市町村	市区町村
167	5行目	ISO14001	ISO14001
168	側注9～11行目	化審法では、難分解性の化学物質を規制の対象としている。	＜削除＞
	側注24～25行目	第2種監視化学物質への該当性を判定する。	判定している。
	側注32～37行目	第3種監視化学物質への該当性を判定する。また、長期毒性については、これらの生物種ほか、鳥類などを用いた試験結果を基に判定する。	判定している。また、長期毒性については、これらの生物種ほか、鳥類などを用いた試験結果を基に判定している。
169	3～4行目	防止を目的とし、化学物質の製造・輸入に際しての事前審査及び化学物質の性状に応じた規制を行うものです。	防止を目的とし、難分解性を有する化学物質の製造・輸入に際しての事前審査及び化学物質の性状に応じた規制を行うものでした。
	10行目	法制定時の国会の附帯決議により、	＜削除＞
	13行目追加		平成22年に大きな改正があり、難分解性を有しない化学物質でも人又は生活環境動植物へのリスクが十分に低いと確認できていないものは規制の対象となりました。これは、化学物質の有害性のみに着目していた管理から、環境への排出量をふまえたリスクベースの管理に移行したためです。
	図8-11-2	第1種監視化学物質 第2種監視化学物質/第3種監視化学物質 (性状/第2種特定化学物質)難分解性であるが高蓄積性ではなく (性状/第2種監視化学物質)難分解性であるが高蓄積性ではなく、人への長期毒性の疑いがある化学物質・(性状/第3種監視化学物質)難分解性であるが高蓄積性ではなく、動植物への毒性(生態毒性)がある化学物質	監視化学物質 監視化学物質/優先評価化学物質 蓄積性は低いが、 (性状)蓄積性は低いが、人への長期毒性の疑いがある化学物質
172	8行目	この数字には	この数字の他にも
	側注2～5行目	目的の資源以外に採取・採掘されるか、廃棄物などとして排出される物質	掘削される表土など採取・採掘されるが、経済活動には投入されない物質
	側注8～11行目	ドイツの研究者達は元来、「エコロジカル・リュックサック」(→1-5)と名づけていた。	＜削除＞
173	図9-1-2, 図9-1-3	単位:百万トン	単位:百万トン/年
179	32行目	委託も含める	委託した場合には、委託に係る事項は除く
181	図9-5-2	茶がら8.0%	茶がら3.0%
190	10行目	→9-12	→8-12
195	4行目	なお、収集運搬業者、	なお、交付したマニフェストの控え(A票)及び収集運搬業者、
197	17行目	(FEMA, 2007)	(FEMA, 2006)
203	表10-3(注)	→10-2	→11-2

205	15行目	(→10-5)	(→10-2)
206	側注2~3行目	(→8-3)	(→9-3)
214	12行目	(1930年代)	(1890年代)
222	側注9行目追加		(→12-4)
	側注12行目追加		(→12-2)
223	2行目	1992年4月末に	1992年5月に
	側注23行目追加		(→13-1)
224	側注19行目追加		(→13-2)
226	4行目	37カ国の先進国と欧州連合(EU)	41カ国・地域(→12-2)
227	10行目	農業, 土地利用変化及び森林,	農業, 土地利用・土地利用変化及び林業(LULUCF),
	側注11行目	森林	林業
228	13行目	(Assessment Report)	(assessment report →15-9)
	側注38行目	task force	task force(分科会)
	側注42行目追加		(→13-6)
232	側注4行目追加		(→12-2)
233	29行目追加		(→13-3)
236	側注25行目追加		(→13-3)
241	側注10~12行目	(FCCC)の附属書 I に掲載される国。経済移行国	(UNFCCC)の附属書 I に掲載される国。市場経済移行国
	側注18行目追加		(→19-2)
242	28行目	(FCCC)	(UNFCCC)
243	6行目	メキシコ・カンクーン	メキシコ・カンクーン
	7行目	得ることになりました。今後は,	得ることになりました。COP16では, 発展途上国の温暖化対策を支援する「グリーン気候基金」の設立などを柱とした「カンクーン合意」を採択しましたが, 合意が難しい課題は次回に持ち越しとなりました。
	側注2~3行目	中国, インド, 南アフリカ, ブラジル	中国(China), インド(India), 南アフリカ(South Africa), ブラジル(Brasil)
246	側注3行目	(→12-1)	(→12-1, 13-1)
	側注7行目追加		▼クレジット 取引可能な温室効果ガスの排出削減量のことであり, 第三者からの証明を受けて発行される。取引単位は1t-CO ₂ 。 発生起源によってCER(CDMプロジェクトにより発行されるもの: Certified Emission Reduction), ERU(JIプロジェクトにより発行されるもの: Emission Reduction Unit)などがある。
248	図14-3-1	(万トン-CO ₂ /年)	(百万トン-CO ₂ /年)
249	9行目	JIの	JI(→14-2)の
250	7~8行目	2010年前半では概ね13~15ユーロ	2011年前半では概ね12~16ユーロ
	16~18行目	排出量の取引量と取引高は, 2005年の11億トン(CO ₂ 換算)・244億ドルから2009年の63億トン・1185億ドルへと増加しており, 取引量ベースでは世界全体の排出権市場の約72%を占めています。	排出権の取引高は, 2005年の244億ドルから2009年の1,185億ドル, 2010年の1,198億ドルへと増加しており, 取引高では世界全体の排出権市場の約84%を占めています。

	22行目	2009年の5:6に	2009年の6:5, 2010年の3:2に
	側注26～27行目	2008年は, 排出量が2007年比3.07%減少した。	2008年の排出量は2007年比3.07%減少, 2009年は2008年比11.6%減少, 2010年は2009年比3.16%増加した。
	側注27～28行目	第1フェーズと第2フェーズでは,	第1と第2では,
	側注32～33行目	2005年比では約2%の減少となる。	2008年の排出量は2005年比で約2%の減少, 2010年は, 2008年比では約8%の減少となる。
251	1～2行目	2010年3月に行われた第7回目のオークションでは, 販売量は4,300万トン(CO ₂ 換算), 販売額は8,800万ドルでした。販売収益は	2011年6月に行われた第12回目のオークションでは, 販売量は1,300万トン(CO ₂ 換算), 販売額は2,500万ドルでした。最近では販売価格が低迷しているものの, 2011年2月時点の累計販売利益は計86億ドルにのぼり, これらの販売収益が
	4～6行目	西部気候イニシアティブ(WCI)や, 中西部の州で構成される中西部温室効果ガスアコード(MGGRA)があり, 排出権取引制度の制度設計の検討が進められています。	西部気候イニシアティブ(WCI)があり, 排出権取引制度の制度設計の検討が進められています。カリフォルニア州は, 2012年1月から排出権取引制度を導入する規則を既に策定しており, 2013年から州内の発電所や大型産業施設に対し排出削減義務を課すこととしています。
	8～9行目	上院に提出されました。	上院に提出され, 2010年5月にケリー・ボクサー法案を修正したケリー・リーバーマン法案が公表されました。
	11～18行目	2010年5月に公表されたケリー・リーバーマン法案は, ケリー・ボクサー法案を修正したもので, 排出量を2050年までに83%減少させる目標は同じですが, 排出権取引制度は, 2013年から発電所, 2016年から大型産業施設を対象としています。この法案は, 2010年中には提出されない見込みですが, オバマ大統領とアメリカ民主党は, 引き続き, 包括的な温暖化対策の導入を目指しています。 また, シカゴ気候取引所(CCX)という民間の取引所が, 自主的に参加者を募り, 排出権取引制度を運営しています。	しかし, 2010年11月の中間選挙で, 民主党は上院・下院で議席を減らしたため, これらの法案の成立の見通しは立っていません。
	24～26行目	この法律に基づき, 2010年7月1日からは, 産業部門, 発電部門, 運輸部門が対象に加わっています。	同法律に基づき, 2010年7月から対象が運輸部門, その他エネルギー部門, 産業部門に拡大されました。
	28～29行目	これを受けて, 2010年1月から「炭素排出量取引制度モデル事業」が始まりました。	2011年4月15日, 2015年1月1日からの排出権取引制度の導入を規定した「温室効果ガス排出権取引制度に関する法律(案)」が国会に提出されました。
	33～37行目	上院で可決されています。2010年2月, 再修正されたCPRS法案が議会に提出され, 下院を通過しましたが, 上院通過の目処が立たないことから, 2010年4月, ラッド首相(当時)は排出権取引制度の導入を2013年以降とすると発表しました。今後の政治情勢などにより議論に変化があるものと考えられます。	上院で否決されました。2010年9月27日, ギラード首相は, 超党派の国会議員で構成される気候変動委員会の設立を公表しました。この委員会での議論を受けて, 2011年7月10日, ギラード首相は, 副首相兼財務大臣及び気候変動・省エネ担当大臣と共に, 2012年7月1日から, オーストラリアの温室効果ガス排出の6割を占める約500社の大口排出者に1トン当たり23豪ドルの支払いを義務付ける, 炭素価格付け制度を導入する構想を発表しました。この制度は, 2015年7月から, 市場取引によって価格が変動する排出権取引制度に移行することともされています。

	側注8行目追加		▽10州 ただし、ニュージャージー州では、2011年5月末に州知事がRGGIから今年限りで離脱する旨を表明した。これに対し州議会は、同年6月末に継続参加を求める決議を採択した。
	側注22～30行目	MGGRA/CCX	<削除>
252	側注10行目	(→20-11)	(→20-7)
254	9行目	図15-1-1のような	図15-1の上のような
	18行目	図15-1-2に示す	図15-1の下に示す
	20行目	マイナス18℃	マイナス19℃
255	図15-1-1	図15-1-1	図15-1 温室効果のメカニズム
258	表15-3	1,300など(数千から1万程度)	140～11,700
		6,500など(数千から1万程度)	6,500～9,200
260	側注3行目追加		(→12-1)
	側注25行目追加		(→18-1)
262	12～13行目	IPCC(2007)の第二作業部会(WG II)の報告書	IPCCの第四次評価報告書(2007)の第二作業部会(WG II)の報告
272	側注11行目追加		(→16-9)
	表16-1	森林, 土地利用・土地利用変化	土地利用・土地利用変化, 林業
275	側注6行目追加		(→12-2)
277	8～9行目	原子力発電所の設備利用率が上がると	原子力発電や水力発電の活用が進むと,
	側注3行目追加		原子力発電所の設備利用率は,
	側注10～12行目	電気事業では、この設備利用率の向上についても努力を図っている。	<削除>
281	側注1～6行目	▽原子力発電や水力発電	<削除>
282	29行目	トップランナー方式	トップランナー基準(→17-2)
297	17～23行目	新增設・リプレース、設備利用率の向上などは、地球温暖化対策の上において、エネルギー転換部門での排出量削減に寄与します。特に設備利用率の向上については、長期サイクル運転の実現、運転中保全の実施、事業者間でのベストプラクティス共有、運転管理等の改善といった対策が必要です。加えて、最新の知見やデータを活用した科学的・合理的な安全規制の充実を図りつつ、安全確保を大前提として、既設原子力発電所を活用していくことが重要です。	活用は、地球温暖化対策の上において、エネルギー転換部門での排出量削減に寄与するため、電気事業としては、安全確保を大前提として、原子力発電の活用に取り組んできました。しかし、2011年3月11日の東日本大震災による福島原子力発電所事故以降は、国のエネルギー政策のあり方が検討されており、その中で、原子力発電の位置付けについても議論がなされています。
299	22行目	省エネルギー法	省エネルギー法(→20-5)
300	側注19行目追加		(→22-5)
309	側注5行目追加		(→13-5)
316	13行目	旧国際協力機構と旧国際協力銀行	旧国際協力機構(JICA)と旧国際協力銀行(JBIC)
319	側注6行目追加		(→13-6)
	側注9行目追加		(→19-1)
331	1行目	2005年	2008年
332	15行目	工場又は事業所	工場又は事業場
335	図20-6		<2008年数値更新>

	表20-6		<差替え>
337	21～22行目	更に現在, 対象を限定しない全量固定価格買取制度の創設が検討されています。	こうした点から, 対象を限定しない全量固定価格買取制度の創設が示され, 2011年8月25日に, 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(再生可能エネルギー買取法)が成立しました。
	表20-7	日本型固定価格制における買取価格 <買取単位>変更	日本型固定価格制における買取価格(2011年度) (上から)48円→42円, 39円→34円, 24円→40円, 20円→32円, 24円→40円, 20円→32円
340	側注1～2行目	(2010年9月末現在)	(2011年6月末現在)
	側注10～11行目	国内排出量取引制度導入に関わる	<削除>
	側注29～31行目	(過去の削減努力による減免措置あり)	<削除>
341	17行目	(→14-5)	(→14-4)
	側注2行目追加		2011年4月からは, 埼玉県が, 県内の約600事業所に対し, 東京都と同様の排出削減義務を課す「目標設定型排出量取引制度」を開始した。なお, 埼玉県の制度には, 不遵守時の罰則はない。
	側注15～16行目	議論が行われている。	議論が行われた。
	側注29～30行目	地球全体ではかえって	地球全体では逆に
	側注36～40行目	指摘されており, 制度の在り方については, 環境と経済の両立に配慮した慎重な議論が求められている。	指摘されている。2010年12月28日, 地球温暖化問題に関する閣僚委員会は「地球温暖化対策の主要3施策について」を公表し, その中で, 「国内排出量取引制度に関しては, 我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響, 海外における排出量取引制度の動向とその効果, 国内において先行する主な地球温暖化対策(産業界の自主的な取組など)の運用評価, 主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め, 慎重に検討を行う。」こととした。
348	12行目	低炭素型地域	低炭素都市
	側注11行目	グリーン・コンシューマー	グリーンコンシューマー
352	側注15行目追加		(→17-3)
	側注24行目	(→22-8)	(→22-7)
357	図22-7-2	後来品	従来品